

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和7年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び富山県税条例等関係法令による地方税の賦課徴収事務 1 課税事務 : 納税者からの申告及び届出等又は調査による情報等に基づき課税対象及び税額を決定 2 収納事務 : 収納消込や還付・充当処理、納税証明書等を発行 3 債権管理 : 督促状等の発行、滞納整理等の債権管理業務 特定個人情報ファイルについては、以下の事務に使用 1 賦課事務(課税事務) ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認 ② 所得税関係情報や固定資産課税情報等の提供を受け、課税客体を把握 ③ 必要に応じ、本人確認や減免等の確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムに対し情報照会 ④ 課税した内容について、納税者に納税通知書を送付 ⑤ 納税者情報を確認して、減免決定等を行い、減免通知書等を送付 ⑥ 免税軽油使用者証交付申請書を受け付け、免税軽油使用者証等を交付 2 徴収事務(収納事務、債権管理) ① 納税額が課税額より多い場合は、超過額を還付のうえ納税者に還付通知書を送付 ② 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認 ③ 滞納整理のための債権管理 ④ 納税者の意思表示があった場合に限り、公金受取口座登録システムより口座情報を照会
③システムの名称	税務電算システム、統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ、国税連携システム(eLTAX)、公金受取口座登録システム

2. 特定個人情報ファイル名

税務電算システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	- 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24の項 - 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 - 番号法第9条第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	- 番号法第19条第8項 別表24、及び133の項 - 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	経営管理部税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関



7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県経営管理部税務課管理係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 076-444-3180
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 税務課長 廣島 伸一	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	記載なし	[3] 基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	記載なし	[2] 十分である	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	記載なし	[2] 十分である	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	[2] 十分である	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	記載なし	[2] 十分である	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	[2] 十分である [○] 接続しない(提供)	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	記載なし	[2] 十分である	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 8. 監査	記載なし	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	記載なし	[2] 十分に行っている	事後	様式変更による修正
平成31年1月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月24日 時点	令和元年12月13日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更(評価再実施に伴う変更)
平成31年1月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月24日 時点	令和元年12月13日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更(評価再実施に伴う変更)
平成31年1月21日	IVリスク対策 8. 監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事後	重要な変更にあたらない変更(誤記の修正)
令和3年5月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	文書総務課	総務課	事後	県の組織再編による変更
令和3年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・ 番号法第19条第7号 別表第二の28の項	・ 番号法第19条第8号 別表第二の28の項	事後	番号法改正による変更
令和5年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		④ 納税者の意思表示があった場合に限り、公金受取口座登録システムより口座情報を照会	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和5年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務電算システム、統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ、国税連携システム(eLTAX)	税務電算システム、統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ、国税連携システム(eLTAX)、公金受取口座登録システム	事前	公金受取口座情報連携運用開始前
令和7年2月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の16の項 ・ 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の24の項 ・ 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	様式変更による修正
令和7年2月17日	I 基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・ 番号法第19条第8号 別表第二の28の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	・ 番号法第19条第8項 別表24、及び133の項 ・ 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表第49項	事後	様式変更による修正
令和7年2月17日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和1年12月13日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更(評価再実施に伴う変更)
令和7年2月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月13日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	重要な変更にあたらない変更(評価再実施に伴う変更)
令和7年2月17日	IVリスク対策 8. 入手を介在させる作業	記載なし	[2] 十分である 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。	事後	様式変更による修正